

平成23年度 第1回流山市福祉施策審議会 議事要旨

日 時 平成23年7月14日（木）午後1時30分～午後2時50分

場 所 流山市ケアセンター第1研修室

1 次第

- (1) 開会
- (2) あいさつ
- (3) 議題

ア 「受動喫煙防止に係るアンケート調査及び実態調査」の結果について

イ パブリックコメントの回答について

ウ （仮称）流山市受動喫煙防止条例（修正案）について

エ その他

- (4) 閉会

2 配布資料

- (1) 受動喫煙防止に係るアンケート調査及び実態調査報告書
- (2) （仮称）流山市受動喫煙防止条例（修正案）
- (3) （仮称）流山市受動喫煙防止条例逐条解説
- (4) パブリックコメント実施結果について

3 出席者

議 長・・・中 登（副会長）

委 員・・・石塚 三喜夫 漆原 雄一 池上 諄一 鈴木 孝夫 篠田 光代
小金丸 孝裕 寺田 伸一 惠 小百合 鈴木 敦子 白野 幸子

事務局・・・健康福祉部長 吉田 康彦 健康福祉部次長兼健康増進課長 井上 透
健康増進課長補佐 小宮 光江 保健予防係長 寺田 厚
成人保健係保健師 伊原 理香 保健予防係主事 宮沢 太一
社会福祉課長 村越 友直 社会福祉課健康福祉政策室長 宮本 晴朗
健康福祉政策室主査 市川 充宏

傍聴者・・・ 4人

4 議事録

【開 会】 社会福祉課健康福祉政策室長 宮本晴朗

【挨拶】 中 登 副会長

【質 疑】

- (1) 議題 ア 「受動喫煙防止に係るアンケート調査及び実態調査」の結果について
イ パブリックコメントの回答について
ウ (仮称)流山市受動喫煙防止条例(修正案)について

(事務局から一括して説明)

議 長： 事務局から説明がありました。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

漆原委員： 南流山駅を利用して通勤しています。現在、駅前道路はなんの壁もなくただ単に灰皿が置いてある。横浜市は、建物を建ててその中で吸うとなっています。ここまで書かれているのであれば、市が公設している喫煙所については煙が流れない措置を取り付けたほうがよいのではないのでしょうか。それから、パブリックコメントを受けて第14条の適用除外を書いたという解釈でよいのでしょうか。御商売されている方も困ると思うので仲良く、押しつけでなくやれたらいい条例になるのではないのでしょうか。分煙している飲食店でも、喫煙席がいっぱいになったら、とりあえず禁煙席に座るが、吸いたくなったら入口付近で吸うのです。それで私も不快な思いをしたことがあります。できれば禁煙席に座った方でも、なるべく喫煙スペースが利用できるような体制をとっていただきたいと思います。

井上健康増進課長： 1点目ですが、流山市では、南流山駅、おおたかの森駅、江戸川台駅西口、東口の計4箇所については、別の条例「流山市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例」で、駅前を重点区域にしている、歩きたばこや立ち止まるとの喫煙はできません。ただし、市長が喫煙所を設けることができる規定により、灰皿を設置している状況です。これについて、現在、江戸川台西口についてはロータリー改修計画が検討されており、自治会等の意見で、灰皿は撤去すべきという意見が非常に多く、その方向で進んでおります。今後、新たに重点区域となるおおたかの森駅西口、セントラルパーク駅前についても灰皿は設置しない方針でございます。また、おおたかの森駅、江戸川台駅西、東口、南流山駅についても灰皿を撤去する方向で調整させていただきたい。

2点目の、仲良く、押しつけでなくという点についてですが、市といたしましても、たばこ吸う人、吸わない人の中でトラブルが起きてほしくないと考えております。啓発の中で、市民にも今の飲食店等の状況を周知しながら、相互理解のなかで、進めていきたい。

3点目の分煙しているお店で入口で吸っている人がいることについてですが、どこの店も入口に灰皿が置かれており、公共施設においても入口に灰皿が置いてあります。そうすると、他の利用者の方が煙を浴びてしまうということで、屋外についても未成年の利用が想定される場所については、煙を浴びる所であれば、分煙その他の方策をとる旨、第8条に入れておりますけれども、人の動線から外れた場所に灰皿を設置してもらうという取り組みを、できるところから行っていただく方向で、少しずつ受動喫煙の環境がなくなっていけばありがたいと思っております。

漆原委員： 14条の適用除外は、パブリックコメントを受けてということでしょうか。

井上健康増進課長： 14条については、パブリックコメント及び商工会議所、食品衛生協会等各種団体にご説明している中で、現下の厳しい経済情勢を踏まえ、追加させていただきました。

白野委員： 「レストランにおいて、たばこを吸いますか、吸いませんか。」と聞かれて「吸いません。」と答えるが、レストランではどういう分煙対策をしているのでしょうか。あるいは、どのような指導をしているのでしょうか。いつも不思議に思います。一つの建物の中で同じなんじゃないかなと思ったりします。

井上健康増進課長： 今、市として、具体的な指導等は行っておりません。ただ、健康増進法がございますので、それに基づき、各飲食店も受動喫煙防止について分煙の努力をされているということです。追加資料で、お配りしている分煙の方法の中で、たばこの煙の流出を防ぐ処置として、吸う部屋と吸わない部屋の間壁やパーテーションの設置や、開口部に毎秒0.2メートルの風を生じさせて、煙が流れでないような仕組みを作る等、努力をしてもらいたいと考えております。

恵 委員： 調査報告書の60ページ問14の1の受動喫煙防止対策を妨げる要因についてご説明をいただきまして、この予定がある8団体、予定がない71団体、検討中24団体の内訳が、例えば前の55ページでいう施設等の、どういう種類の施設が予定がない、あるいは予定があるっていう、いわゆる三重クロスですね。もう一個クロスした結果などは、どこかにありますでしょうか。つまり、予定がある団体は、利用者から要望がないというのが一番多いのですが、それでこの上のスペースがないというのが50%となっていますが、それでも予定があるわけですね。予定がないとお答えのところや、検討中とお答えのところは、理由を聞きたい。利用者のせいか、売上が心配だとか、対策がしたいが、今ご質問があったように、方法がわからないとか、何か理由があつてのことでしたが、個別にどちらの施設だとかこういう傾向なので、市としては、こうい

う指導をとるか、何かいい工夫の事例をご紹介するとか、そんな形で、予定がない団体が、予定のある団体に変わっていただける方法というか、道筋が描けると調査結果もいきてくるのではないかと。市としてお持ちの、調査データの中で、三次元、四次元クロスしていただけるとどうかなと、今回回答がわかるなら知りたいです。

井上健康増進課長：今、クロスの結果を持っていないが、データとしては持っています。フィルターをかけて整理すればわかると思いますので、整理したい。結果を活用して、啓発活動をする際に、利用していきたい。

寺田委員： ターゲットを絞って、手分けをしていけば、事情はそれぞれおありだと思うので、対策をしたいですという説明がただあるだけでは、戸惑っているというケースもあるかもしれないです。そういう意味で、先程仲良くやっていく、知恵の出し方と思いましたが。前の案から見て、適用除外が多くなり、適用除外について意見はあると思いますが、施行しやすくなくなったことは事実であると思います。分煙についても、条例があれば、指導もしやすいのではないのでしょうか。ただし、居酒屋で、正直すぐに分煙ができるとは思えませんが。先日の保健予防推進協議会でもありましたが、2年前から議論しておりますので、ある程度議論をして早く条例として施行し、そこから検討等行えばいいと思います。適用除外は喫煙していない方からは、ちょっとと思われるかもしれませんが、逆に居酒屋で禁煙、分煙はまず無理だと思うのですよ。ですから、これらを除外して、ある程度早めに条例をあげてもらったほうが、行政としても条例があることにより、指導しやすくなり、かえってやりやすくなるのではないのでしょうか。この条例は、かなり歩みよった内容ではないかという気がする。そして、市民への周知徹底をしてもらう。あくまでも、健康を守るための条例です。条例を作ることが目的ではありません。努力義務が罰則規定にならないようにしてほしい。あくまでも健康を守るための条例ということを念頭に置き、運営してもらえば、いい条例になると思います。

井上健康増進課長： 1月29日に行われた、タウンミーティングの中でも、事業者さん、各種団体さんからは、経済面にかかる指摘がありました。一般市民の方からは、この条例は市民の健康を守るものなのだから、積極的にやってもらいたいといったご意見をいただきました。

鈴木孝夫委員： 私も、寺田委員さんが言った通りではないかと思います。前回の条例案では、厳しい内容であったが、適用除外、また、施行後3年ごとに見直しする等、前回案よりは、かなり住民に理解を得やすい内容になってきたと思いましたが。一番根本になるのは、条例の基本理念であると思います。第1条の目的でいえば、健康への悪影響防止の目的を推進するという事です。あくまでも健康の保護が目的です。一方的にたばこが悪いとするものではない。また、第2条の基本理念では、健康都市宣言を踏まえて、悪

影響から保護するための必要な施策を施行し、市民と事業者が一体となって展開していくと、あくまでも市民ともども研究しながら市民の健康増進を図るということがこの条例の目的だろうと思ったところです。アンケート、パブコメ等を踏まえて、この修正案が出てきていると思います。この内容ですすめられ、色々な問題点があれば、そこで検討することもやぶさかではないと思います。

石塚委員： 私は喫煙してないので、どんな厳しい条例ができて関係ないが、以前はヘビースモーカーで、30年前までは、1日80から100本ほど喫煙していました。あるきっかけで、やめることが出来ました。やめるのはかなり決断がいるわけです。アンケートによりますと、全体の16パーセントも喫煙者がいる。市役所は、建物内はもちろん、敷地内についても禁煙となるわけですね。そうしますと職員の中にも喫煙者が相当いらっしゃると思うのです。出勤してから帰宅するまで喫煙できないとなると、非常に厳しいのではないかと思います。仕事にも支障をきたすのではないかと。今は、屋上や東屋等でも吸っていらっしゃるということだが、だめなら外出してでもたばこを吸おうとするのではと思います。また、流山市では、たばこ税が6億円の税収があるが、その6億円で喫煙者のために立派な喫煙所を作ってはどうでしょうか。6億円かければ相当立派なものが出来ると思う。立派な喫煙所を作ることが喫煙者への思いやりではないでしょうか。そのあたりはいかがでしょうか。

井上健康増進課長： 平成22年度において、職員の中で喫煙をしている者は、職員数1,444名のうち、喫煙者は198人おります。定期健康診断の間診票の中からでてきた数字でございますけれども、吸うと答えた職員が198名おりました。現在、市では、勤務時間中は禁煙となっております。昼休みについては、一部場所を喫煙場所に指定しておりますので、そこで吸っています。今回条例制定にあたりましては、まず、市が設置または管理する公共施設については、色々な方のご利用が想定されますので、模範となるため敷地も含めて禁煙といたします。また、民間については努力義務でできることからやっていただきたいとお願いをしております。喫煙所の設置についてアンケートをとった中でも多くありましたが、逆に、公共施設の敷地内全面禁煙をしてほしいという声も多くございましたので、市としては、敷地内禁煙をしていきたいという強い意思を持っているということです。

池上委員： 嗜好の問題であり、あまり強制的なものはかえってマイナスになるのではないのでしょうか。私は、以前はヘビースモーカーでしたが、自分が吸わなくなると非常に勝手に、電車で隣にたばこを吸う人が座ると、嫌で立ってしまうくらいたばこに敏感になり、たばこを吸わない人の気持ちが初めてわかりました。確かに、分煙はしているが、風の向きで煙が来てしまう

んですよね。はっきり分ける訳にはいかないと思います。そうしますと、利用者が避けるようになってくる。ある程度条例に基づき指導していき、自然に一般の人がタバコが嫌だからそこに行かないといった雰囲気を作っていくのが一番いいと思います。確かに、たばこを値上げしても吸う人があまり減らないと新聞で見ましたが、ある程度公共施設に「たばこ小屋」のようなものを作ることも必要かなと思います。今すぐ作るというものではなく、色々指導していく中で、楽しくたばこを吸う場所を作ってもいいのではないかと思います。例えば、今、ららぽーと等行くと角でこそこそたばこを吸っていて、かわいそうでやめればいいのにとと思います。もちろん、分煙等大事ですが、一部喫煙場所があった方が条例を受け入れやすい感じがします。条例については、除外規定を作って良かったなど、あまり縛るのはマイナス効果だと感じていたところです。

議長： ご意見ありがとうございました。アンケート調査や実態調査の結果、パブリックコメントの意見を踏まえて事務局におきましては、条例改正案を作成したのだと思いますが、飲食店をはじめとするサービス業への影響や愛煙家のマナーなど色々あるところです。福祉施策審議会といたしましては、受動喫煙による健康への悪影響の防止の視点から、検討しうると考えられます。昨年の10月に条例の制定について諮問を受け、今回を含め3回にわたり、慎重な審議を重ねてきたところですが、そろそろ答申を出す時期ではないかと思います。つきましては、審議会の答申としてどのような答申にすべきかご意見をお願いいたします。基本的に賛成なのか、反対なのか、修正すべき点があるのかないのか、その他加筆することはあるのか、いかがでしょうか。ご意見をお願いします。基本的にこの案で賛成の方は挙手していただいでよろしいでしょうか。

<全員挙手>

議長： わかりました、基本的に全員賛成であるということですね。特出することはありませんでしょうか。

漆原委員： ファミリーレストランの例をあげてしまうんですけれども、7条において、保護者は未成年について配慮しなければならないとなっていますが、小さいお子さん連れのお母さんが喫煙席にいる例が結構見受けられます。この条例施行された場合、この小さい子連れのお客に対して、「禁煙席ですか？喫煙席ですか？」と聞くのでしょうか。意地悪な質問ですが、やはり、一般家庭とは違ってくると思うんですよ。保護者の考え方によってすごく左右される問題であって、7条は少し時期尚早ではないかと思っています。第4条の啓発活動を進めていかないと、7条は達成できないと思います。

井上健康増進課長： 保護者の責務についてでございます。保健センターは色々な事

業を行っておりますけれども、まず、ハローベイビーでは妊婦さんのところから、お父さんと一緒に色々な事業に来ていただいております。また、出産されてからは、1歳6カ月検診、3歳児健診等ございますが、その際にたばこの害についてレクチャーさせていただいております。また、がん検診の際にもたばこの話をしていきます。そういった啓発をしながら、お子様に対する害になるということを認識してもらおう努力をしております。やはり、保護者が、受動喫煙により、小さな子供の肺にも影響があることを認識することが、非常に重要になってきます。今後の流山市、また、健康推進していく上で、非常に重要となると考えております。このことから、保護者の責務というものはこの条例の中で非常に大きな意味を持つものと考えております。

恵 委員： 7条は流山として残してほしいという思いです。吸ってもいいけども、子供の前で吸わないという市民が増えた方が、社会としては成熟していると思います。私の子供3人のうち、2人はたばこを吸うので、この二人に結婚する条件として、「子供の前でたばこを吸わない」、「選挙に行く」、「納税する」この3つをまもれば結婚していいといっています。私の前では守っているように見受けられますが、7条について、レストランの人にお知らせして、保護者に大原則として、自動的に責任があるという状況を従業員の方も知っている状況がいいと思います。社会の風潮としてその方が、おとなの社会という気がします。

小金丸委員： 努力義務の解釈ですが、例えば小さい商店ですと、禁煙か分煙について努力といっても努力しきれない。色々な事情により難しい場合もあると思います。もし、具体的に問題として出てきた場合どのように対応しますか。

井上健康増進課長： 現下の厳しい状況において、居酒屋、スナック、ラーメン屋、蕎麦屋等も同様であると考えております。ただ、受動喫煙防止という観点から考えますと、やはり、小さなお子様や健康不安をお持ちの方が利用する食事を楽しむ店では、努力義務の範疇に入れさせていただきたいと考えております。市内には狭いお店が多いが、この条例によって保護者にも市民にも理解していただく積み重ねが必要であると思っております。もう1点は、仮に分煙の設備を設置する場合には、市としては政策金融公庫の融資があり、融資を受けた方について、1.25%の利子がつくが、その利子を市が100パーセント保障する利子補給制度をこの条例と併せて準備を進めております。十分かどうかの議論はありますが、まずはそれを進めたいと考えております。

寺田委員： 3年ごとの見直すということですが、今そんなにマナーは悪くはないと思うが、ポイ捨てとかあった場合取り締まりが難しいと思います。喫煙所を置いたほうがいいのか等考えられることはあると思います。ですから、最初

だけでも、1年で見直す機会を作ってもいいのかなという気もします。もう1点は、努力義務は市のどの方が見て回るのでしょうか。どこの部が見て回るのか、また、それだけの余裕があるのでしょうか。例えば、健康増進課で喫茶店を回るのでしょうか。

井上健康増進課長： 今後の啓発活動については、健康増進課が所管なっておりますので、私ども中心にみていきたいと思えます。また、環境政策課でポイ捨ての関係で、指導員が巡回をしているので、そういったところの協力も得てやっていきたいと思えます。1年見直しについては、3年経つまで何もしないわけではなく、その間、啓発活動を積極的にしていかなければいけませんので、その中で見ていきたいと思えます。

鈴木孝夫委員： 条例案を答申する際に、みなさん賛成ではあるが、審議会として、2、3思うところがあります。単に条例制定をするのではなく、市民及び事業所等に周知徹底を図っていただきたい。また、市内飲食店の現状や問題をよく把握して相互理解を図ったうえで協力を得ることが大事であると思えます。もうひとつは、適用除外の14条に関することについてですが、色々な法律案についてよく内容を見返してもらおうよう努力していかないといけない。説明資料を作るというような何らかの形でお願いしていく必要もあると思えます。また、今、寺田委員の意見にあったよう1年の間でも社会背景や市内飲食店の状況等を鑑みて、有効な条例案を作っていけばよいのではないのでしょうか。そういったことを踏まえ、審議会として答申をしていくことが大事ではないのでしょうか。あくまでも意見としてですが。

議長： 今、鈴木委員から意見のありました、審議会の回答の中に、「周知徹底を図る」「相互理解を図る」「14条適用除外の理解を得る」「条例の見直しについて3年以内ではなく、検討事項等発生した場合には、その旨審議を行う」の4点を付け加えることについてはどうでしょうか。では、その4点を特出しとしていただきたいと思えます。ありがとうございます。今回の会議の内容につきましては、会長と副会長で答申案を作成し、次回皆様にご確認いただいた上で、市長に提出したいとかがえておりますが、委員の皆様いかがでしょうか。

<異議なしの声>

議長： ありがとうございます。審議を重ねる中で、委員の皆様のご意見、ご要望をお聞かせくださりありがとうございます。これらの意見等を十分反映し答申案を作成いたします。次に（4）その他についてですが、何かございますか。

事務局： 次回の審議会については、8月4日を予定しております。その冒頭で答申

案を皆様に聞いていただき、確認をしていただき、その後、答申となります。

また、次回8月4日の審議会では、高齢者の福祉計画、障害者の計画、地域福祉の計画について議題となりますので、ご検討をお願いしたいと思います。

議 長：それでは、本日の議事は以上を持ちまして終了となります。ありがとうございました。